

津市育休代替 任期付職員採用試験

(名簿記載期間 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで)



受 験 案 内

【募集職種】

幼稚園教諭

受付期間 令和2年6月1日(月)から令和2年6月19日(金)まで

試験日 第1次試験 令和2年7月12日(日)

試験場所 アスト津4F アストプラザ(津市羽所町700番地) ほか

《育休代替任期付職員とは》

育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。

津市育休代替任期付職員採用試験の合格者は「育休代替任期付職員採用候補者名簿」(以下「名簿」といいます。)に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されます。

【任 期】 職員の育児休業期間(1年を超える場合)に応じて任期が決定されます。

※ 任期を短縮又は延長する場合があります。

【業務内容】 原則として任期の定めのない職員(以下「正規職員」といいます。)と同じ業務内容です。

【勤務条件等】 任期の定めがあること及び育児休業をすることができないこと等以外は、原則として正規職員と同様です。

津市教育委員会事務局教育総務課(津市教育委員会庁舎4階)

〒514-0035 津市西丸之内37番8号

電 話 番 号 059-229-3292

ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項

(1) 試験中止等の判断について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請の状況等によっては、試験中止や会場変更となる場合があります（第1次試験の延期はありません。）。詳細については、津市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しますので、**必ず事前にご確認ください。**

(2) 第1次試験の試験会場について

第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、**原則、居住地に最も近い会場**とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手続終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に教育総務課（059-229-3292）まで連絡をして指示を受けてください。

(3) 感染防止対策の徹底について

咳エチケットや手洗いの励行、感染のリスクが高い場所を避けるなど、普段から**感染予防と体調管理に努めてください。**また、試験当日においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や咳エチケットの徹底をお願いします。（試験時間中に行う写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。）

(4) 体調不良等の方について

新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、**受験を控えていただくようお願いいたします。**また、受験日までに体調を崩した場合（息苦しさ、強いだるさ、高熱がある場合や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合）は、各都道府県の各自治体保健所等に設置されている新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センターに相談の上、受験の可否を判断してください。

上記の場合により受験を控える場合は、再試験を実施する可能性がありますので、必ず事前に教育総務課（059-229-3292）まで連絡をしてください。なお、再試験を行う場合については、試験の内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

(5) 試験室の換気について

試験会場は、感染予防のため、試験中も適宜、**窓やドアを開ける可能性がありますの**で、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	
		免 許 等	生 年 月 日 等
幼稚園教諭	5人程度	幼稚園教諭普通免許状を有する人又は令和2年9月までに幼稚園教諭普通免許状を有する見込みの人	(1) 昭和40年4月2日以降出生の人 (2) 学校教育法第9条（校長、教員の欠格事由）及び地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人

※ 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されることから、全ての合格者が令和2年10月1日付けで採用されるとは限りません。

※ 免許を更新せず、令和2年10月1日に効力を失っている場合には採用されません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
幼稚園教諭	幼稚園、認定こども園等における幼児教育業務等

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和2年6月1日（月）から令和2年6月19日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市育休代替任期付職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色のA4版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

イ 返信用封筒----- 2通

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知を送付しますので、84円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市育休代替任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和2年6月19日（金）午後5時15分までに津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員

会庁舎4階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、提出方法は郵送のみとなりますので、提出書類に不備等がないよう十分注意してください。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類は返信用封筒により返送し、又は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについても、受付は行わないため、申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

ウ 令和2年6月25日(木)までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課(電話番号 059-229-3292)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による受付はできません。

オ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

カ 第1次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する内容がある場合、申込書等の提出時に電話等で申し出てください。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

試験科目	試験の内容
専門試験 (幼稚園教諭)	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式(マークシート方式)による筆記試験

(2) 試験日

令和2年7月12日(日)

(3) 試験場所

ア 三重会場 アスト津4階 アストプラザ
(津市羽所町700番地)

イ 東京会場 都市センターホテル
(東京都千代田区平河町2-4-1)

ウ 大阪会場 大阪駅前第2ビル5階 大阪市立総合生涯学習センター
(大阪府大阪市北区梅田1-2-2-500)

※ 第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手続終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に教育総務課(059-22

9-3292)まで連絡をして指示を受けてください。
※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

令和2年7月22日(水)(予定)に受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験(個人面接)

(2) 試験日

令和2年8月11日(火)(予定)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験日程や試験内容を変更する場合があります。

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

令和2年8月下旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和2年10月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です(名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は令和7年9月30日までです。)

《参考》育休代替任期付職員の勤務期間(例)

職員の育児休業の状況等に応じて、名簿記載期間中に採用となります。



- (2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。ただし、認定こども園に勤務している職員が育児休業を取得した場合は、幼稚園教諭の免許状に加え、保育士資格を有する方を優先して採用する場合があります。
- (3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます（育児休業の期間は、最大で3年間です。）。ただし、任期の末日は、最大でその職員が津市職員の定年等に関する条例に規定する定年年齢に達した日以後における最初の3月31日までとします。
- (4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。
- (5) 現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。
- (例) 現在の名簿記載期間が平成30年10月1日から令和5年9月30日までの方
令和5年9月30日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である令和5年10月1日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることとなります。
- (6) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。
- (7) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 給与

(1) 初任給の例

学 歴	初 任 給
大学卒	184,200円
短期大学・専修学校（専門課程）卒	167,400円

※ 上記は令和2年4月1日付けで採用された場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づいた加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(2) 勤務場所

幼稚園、認定こども園等で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇、介護休暇及び介護時間等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険

公立学校共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後1年間の間は、地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(3) この試験の詳細や障がいの方の職員採用試験に係る配慮事項等については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがいまして、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務